

平成二十一年六月二日受領
答弁第四四四号

内閣衆質一七一第四四四号

平成二十一年六月二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官による贈与等報告書の提出等に関する質問に対し、別紙答弁書を
送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官による贈与等報告書の提出等に関する質問に対する答弁書

一について

膨大な量の書類の調査が必要となるため、お尋ねのすべてにお答えすることは困難であるが、現時点において外務省で確認した範囲では、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定に基づき御指摘の者が平成二十年度において受けた贈与等について外務大臣に提出した贈与等報告書の数は七である。

二、三及び五について

御指摘の者が、御指摘のような処分を受けた事実はない。

四について

公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。